



3月定例議会の様子

があると考ええる。また、活動期間が終了した隊員の中に、地域活動を希望される方がいれば、次は集落支援員として、活躍してもらえればと考えている。

集落支援員とは、集落の課題を的確にとらえ、その課題を解決するために地域の中心となって活動していく人材であり、集落支援員を中心とした地域振興を図っていききたい。



無量谷 隆

・農業、畜産業の補助制度について

既存の農家移転等に対する助成制度について

質問 牛舎の改築費や設備等の整備、その他雑費等に対する助成ができないか。

町長 畜舎の改築、設備の整備の助成は、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業をご活用いただきたい。

質問 簡易な事務所の設置に対する助成ができないか。

町長 簡易な事務所の設置に対する助成については、事業の補助対象となる畜舎と一体的に整備してほしい。

質問 牛舎等を離農跡地への移転、離農跡地の購入した場合、固定資産税の減免措置を設けることができるか。

町長 既存農家が離農跡地等に対する固定資産税の減免措置については、行う考えはない。

質問 幌延町では、初妊牛

の購入に対する助成制度があり、国にも購入に対して助成制度があるが、国の助成制度と町の助成制度を同時に活用することができないか。また、今後、両制度を同時に活用するための改正ができないのか。

町長 この制度は本町が独自に、緊急的に取り組んだ施策であり、他の補助事業の対象となっていないことと定めているが、国等と比較しても利用しやすい制度となっている。

なお、本町が実施する初妊牛の購入助成は、平成31年度で事業期間を終えることから、継続も含め、他の補助事業との併用についても検討を進めたい。

ジビエ及び食肉処理加工施設

質問 幌延町では、エゾシカは平成30年度1月現在に

において、4百64頭が捕獲されている。他の自治体では、このエゾシカを加工し、特産品として販売している。幌延町では、エゾシカを捕獲しても、焼却しているため、ジビエ等特産品となり得るものを捨てているのではないか。

また、幌延町には、和牛や羊など沢山いるが、解体加工をするためには、旭川市まで行かなくてはならない。近場に食肉処理加工施設があれば、食肉の解体から加工までできるようになり、今後の特産品の開発につながるかと考えるが。

町長 幌延町は、焼却を基本としているほか、食肉資源として活用可能なものについては、積極的にその利用を図ることとしている。

ジビエ利用による特産品づくりを検討する必要があるが、安全で良質な食品を供給するためには、捕獲から販売まで繋がったシステムと官民の役割分担が必要であることから、今後検討を進めたい。

牛や豚等の家畜は、と畜

場法等で定められた施設での屠殺や解体が義務づけられている。施設の整備費や運営費等を考えた場合、まずは、和牛やめん羊の飼養頭数の増加により生産基盤をしっかりと整え、通年、市場に安定的に供給することができると体制づくりによって、ブランド化を図ることが必要である。生産者や関係機関と共に、今後どのような支援が必要であるか考えたい。

